

定款

【変更理由】

刑法改正により懲役刑及び禁錮刑が廃止され拘禁刑が創設されたこと、農業経営基盤強化促進法の改正を受け農業協同組合法が改正され、総会決議事項が変更されたことから所要の変更を行う。

定款新旧対照表

(下線部は改正部分を示す)

新	旧
第1章～第4章 (略)	第1章～第4章 (略)
第5章 役 職 員	第5章 役 職 員
第29条 (略) (役員欠格事由)	第29条 (略) (役員欠格事由)
第30条 次に掲げる者は、役員となることができない。	第30条 次に掲げる者は、役員となることができない。
1～6 (略)	1～6 (略)
7 前2号に掲げる者以外の者であって、 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。	7 前2号に掲げる者以外の者であって、 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。
第31条～第38条 (略)	第31条～第38条 (略)
第5章の2 (略)	第5章の2 (略)
第6章 総 会	第6章 総 会
第39条・第40条 (略) (総会の決議事項)	第39条・第40条 (略) (総会の決議事項)
第41条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならぬ。	第41条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならぬ。
1～17 (略)	1～17 (略)
<削除>	<u>17の2 農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意すること</u>
18～20 (略)	18～20 (略)
②～⑧ (略)	②～⑧ (略)
第42条～第46条 (略) (総会の特別決議事項)	第42条～第46条 (略) (総会の特別決議事項)
第47条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第12条第2項の規定による正組合員である場合において、その出席者の議決権の3分の2以上の多数による決議	第47条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第12条第2項の規定による正組合員である場合において、その出席者の議決権の3分の2以上の多数による決議

新	旧
を必要とする。 1～6 (略) <削除> 7・8 (略) 第47条の2～第51条 (略) 第7章～第10章 (略)	を必要とする。 1～6 (略) <u>6の2 農業協同組合連合会が行う農業の経営 に対して同意すること</u> 7・8 (略) 第47条の2～第51条 (略) 第7章～第10章 (略)

附 則

- この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。
- 前項の規定にかかわらず、第30条の変更は、行政庁の認可を受けた日又は刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行日のいずれか遅い日から効力を生ずる。

定款附属書 総代選挙規程

【変更理由】

刑法改正により懲役刑及び禁錮刑が廃止され拘禁刑が創設されたこと、個人情報適切に取扱う必要があることから所要の変更を行う。

定款附属書 総代選挙規程新旧対照表

(下線部は改正部分を示す)

新	旧
(被選挙権を有しない者) 第1条 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。 1～3 (略) 4 前号に掲げる者以外の者であって、 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。 第2条～第4条 (略) (候補者) 第5条 正組合員でなければ、総代に立候補し、又は総代の候補者を推薦することができない。 ②・③ (略) ④ この組合は、前2項の規定により、この組合に届け出て総代の候補者となった者(以下「総代の候補者」という。)の <u>選挙区</u> 、氏名及び立候補又は被推薦の別を、選挙期日の前日までに組合の掲示場に掲示し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。	(被選挙権を有しない者) 第1条 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。 1～3 (略) 4 前号に掲げる者以外の者であって、 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。 第2条～第4条 (略) (候補者) 第5条 正組合員でなければ、総代に立候補し、又は総代の候補者を推薦することができない。 ②・③ (略) ④ この組合は、前2項の規定により、この組合に届け出て総代の候補者となった者(以下「総代の候補者」という。)の <u>住所</u> 、氏名及び立候補又は被推薦の別を、選挙期日の前日までに組合の掲示場に掲示し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。

新	旧
<p>⑤・⑥ (略)</p> <p>第6条～第16条 (略)</p> <p>(無効投票)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被選挙人の氏名のほか、他事を記載したものの(職業、社会的地位、<u>選挙区</u>又は敬称の類を記入したものを除く。)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第18条・第19条 (略)</p> <p>(当選の通知等)</p> <p>第20条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に当選人の<u>選挙区</u>及び氏名を組合の掲示場に掲示しなければならない。</p> <p>② (略)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(就任)</p> <p>第22条 選挙管理者は、第20条第2項(前条第2項において準用する場合を含む。)の期間の満了の日の翌日以後速やかに当選人の<u>選挙区</u>及び氏名を組合の掲示場に掲示しなければならない。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>第23条～第26条 (略)</p>	<p>⑤・⑥ (略)</p> <p>第6条～第16条 (略)</p> <p>(無効投票)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被選挙人の氏名のほか、他事を記載したものの(職業、社会的地位、<u>住所</u>又は敬称の類を記入したものを除く。)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第18条・第19条 (略)</p> <p>(当選の通知等)</p> <p>第20条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に当選人の<u>住所</u>及び氏名を組合の掲示場に掲示しなければならない。</p> <p>② (略)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(就任)</p> <p>第22条 選挙管理者は、第20条第2項(前条第2項において準用する場合を含む。)の期間の満了の日の翌日以後速やかに当選人の<u>住所</u>及び氏名を組合の掲示場に掲示しなければならない。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>第23条～第26条 (略)</p>

附 則

- 1 この規程の変更は、令和 年 月 日から実施する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第1条の変更は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行日から効力を生ずる。

附帯決議案

本日の付議事項のうち、権利義務に関係しない軽微な事項の修正および違算、誤字の訂正並びに法令その他行政庁の処分またはこれに基づく指示による場合には、必要な字句の修正をすることを理事会に一任するものとする。